#### 日本看護協会調査研究報告 No.28 1988

#### 図27 他職種のベッドサイド進出に対する意識

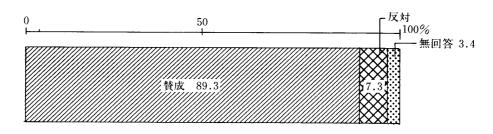


表 9 他職種のベッドサイド進出に対する意識 (賛否の理由・複数回答)

賛成理由	
患者は細かな対応や詳しい説明をうける ことができる	85.9%
患者の気持や様子を他職種に直接知って もらえる	58.7
指導の必要な患者全てに対応できる	43.0
看護職にとって刺激になる	28.3
看護職にとって業務負担の軽減につなが る	21.1
その他	4.2
反対理由	
患者の状態が他職種に充分把握されない まま個別に対応がなされると混乱が生じ る	79.1%
ベッドサイドでの患者とのかかわりはあ くまで看護職の仕事であり,その領域は 守りたい	33.5
その他	8. 2

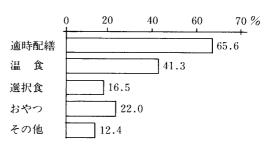
これらが実現できない」等の記載があった。 賛否 いずれの立場に立つにしても,看護部門と他職種 との密接な連携が,患者サービス向上の鍵である という認識は共有されているとみてよいだろう。

# Ⅷ給食

## 1 給食サービスの改善の動向

過去4年間に患者給食について何らかのサービス向上・改善を行った病院は81.5%にのぼった。その内容は、「適時配膳」が最も多く、何らかの改善を行った病院の65.6%が実施していた〈図28〉。給食の何らかの改善は、設置主体、病院の種類、許可病床数にかかわらず、多くの病院で、行われ

### 図28 給食改善実施率〔複数回答〕 (なんらかの改善に取り組んだ 病院のみ)



ていた〈統計表130~132〉。

## 2 適時夕食実施による管理上の変化

夕食を遅くした病院でどのような変化、変更があったかを選択肢を設けて聞いたところ、「看護要員の勤務時間の変更」を行った病院が60.0%と最も多く、次に「看護業務の整理」(43.3%)が続いた〈図29〉。患者サービス向上の一環としての適時夕食の実施が、病院看護婦の勤務体制、業務内容にも大きく影響を与えている。また、「看護要員の勤務時間の変更」「看護業務の整理」「業者・派遣労働者の導入」は大規模病院ほど高い率で実施しており、「栄養部門など他部門の配膳協力」は小規模病院でよく行われる傾向があった〈統計表134〉。

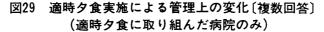
### 3 配膳時間

朝食の配膳時間は、時間帯としては「7:30~7:55」が47.2%を占めたが、「8:00」の病院も34.7%を占めた〈**表10**〉。

昼食の配膳時間は「12:00」に集中し,60.2% を占めた〈表11〉。

表10 朝食の配膳時間

時間帯	病 院 数 (%)
6:30~6:55	13 ( 0.5)
7:00~7:25	357 (13.4)
7:30~7:55	1261 (47.2)
8:00~8:25	962 (36.0)
(再掲) 8:00	927 (34.7)
8:30~9:00	38 ( 1.4)
無回答・不明	40 ( 1.5)
計	2671 (100. 0)



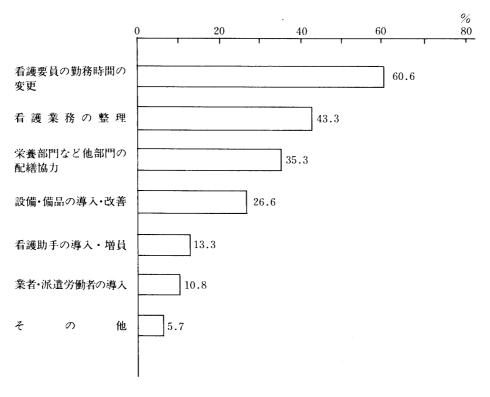


表11 昼食の配膳時間

	病 院 数 (%)
11:00~11:25	63 ( 2.4)
11:30~11:55	885 (33.1)
12:00~12:25	1636 (61.3)
(再掲) 12:00	1607 (60.2)
$12:30\sim 13:00$	49 ( 1.8)
無回答・不明	38 ( 1.4)
計	2671 (100. 0)

夕食の配膳時間帯は,「5:00~5:25」の病 院が30.4%で最も多く,「6:00~6:30」の病 院は21.2%であった〈表12〉。6時台の夕食配膳の実施率で高かった〈統計表136〉。

表12 夕食の配膳時間

病 院 数 (%)
88 ( 3.3)
621 (23.2)
811 (30.4)
550 (20.6)
565 (21.2)
36 (1.3)
2671 (100. 0)

を実施している病院の割合を設置体別にみると, 「学校法人」は51.6%,「国(文部省)」は41.8%

## Ⅱ 労働条件

この項では,経年比較するために,以前本会が 実施していた「病院における看護職員の労働実態 調査」「会員実態調査」を引用している。これら の調査は会員個人を対象にした調査でその7割が 非管理職であるが、今回の「病院看護基礎調査」 は施設を対象とし管理職である看護部長が回答者 である。経年比較するにあたっては今回の調査結 果を看護職員1人当りの数値(加重平均)に換算 してあるが、調査方法の違いによる影響の可能性 も含めないことに留意されたい。

また,一般労働者と比較するにあたっては民間 全産業を対象とする「昭和62年賃金労働時間制度 等総合調査結果速報」(労働省),「毎月勤労統計 調査月報 (昭和62年9月分) (労働省)を参照し た。

#### 1 労働時間

「ILO看護職員条約勧告」では, 週40時間労

働, 週休48時間が示され, 日本看護協会も週40時 間勤務, 週休2日制を要望し続けてきた。昭和62 年9月には、労働基準法が改正され、法定労働時 間は週40時間を目標に段階的に短縮するために, 当面週46時間を最低基準(改定前は48時間)とす ること, 年次有給休暇の付与日数を最低10日(改 定前は6日、規模300人以下の事業所については 猶予措置あり)とし、継続勤務年数1年ごとに1 日加算していく(従来通り)ことなど規定した法 が成立し、昭和63年4月より実施されている。国 家公務員は、昭和63年4月より、4週6休制の導 入に伴い週42時間制(改正前は44時間)に移行し た。これにより、民間の病院においても週休2日 制の導入に弾みがつき、労働時間の短縮が促進さ れることが期待される。

本調査は、昭和62年10月時点であり、労働基準 法改正前の実態が把握されている。